

琉球大学学術リポジトリ

佐喜真興英収集のまじない資料をめぐって

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-10-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山里, 純一, Yamazato, Junichi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2289

佐喜真興英収集のまじない資料をめぐる

山里 純 一

はじめに

佐喜真興英が『女人政治考』において、邪馬台国の卑弥呼―男弟と古琉球の聞得大君きえおほきみ―国王との類似性を指摘し、女王と男王の二重統治権の存在を説いたことは、日本古代史研究の間でもよく知られている。しかし彼にはこの他に、『南島説話』『シマの話』等の著書および十数本の論文があり、民族学・民俗学の分野においても貴重な仕事を残していることは、一九八二年に新泉社から、未発表のものを含めて佐喜真興英全著作集『◎女人政治考◎霊の島々』が出版されているとはいえ、存外知られていないのではなからうか。実は彼にはもう一冊、未発表の手稿があり、琉球大学附属図書館にはそのマイクロ紙焼きの複製本が入っている。『琉球研究』と題するそれは、一九一九年（大正八年）四月から翌年一月までの九ヵ月間に収集した琉球資料を、自ら分類項目を立てて整理し一冊の本に仕立てたものである。ちなみに、その目次は次の通りである。

第一 伝説……………	一三
第二 迷信……………	
Ⅰ 出産……………	一八七
Ⅱ 結婚……………	二一七

Ⅲ 符術並醫術……………二四一

Ⅳ 死……………三一五

Ⅴ 死後（墓・洗骨等）……………三三三

Ⅵ トーテムリズムとフエティシズム……………三七一

Ⅶ タブー……………四四七

Ⅷ ユタとノロ……………四七五

Ⅸ 仏教並キリスト教……………五〇七

X 夢……………五三一

XI 名……………五三一

XII 雑（附時双紙研究）……………五四五

第三 法制

I 対外関係……………七〇三

II 公法……………七二三

III 私法……………七三五

第四 参考資料

I 民俗研究（第一）……………七六五

II 民俗研究（第二）……………七七八

III 民俗研究（第三）……………八〇一

これらの内容の大半は『南島説話』『シマの話』および『靈の島々』に収められているが、割愛されたものも少なからず存在する。その中には今では失われてしまった、大正期の貴重な民俗資料が含まれており、このまま埋もれた状態にしておくのはもったいない感じがする。そこで小稿では特に、『琉球研究』第二のⅢ符術並医術を中心に、佐喜真興英が収集したまじない関係の資料を紹介し、併せて若干の考察を加えておきたいと思う。

一 呪詞・呪物

沖縄においては、まじないに呪符が用いられるようになるのは主として近世以降のことで、それ以前は呪言・呪物が一般的であったが、まずは佐喜真が古老から聞き取りした呪詞および呪物から見よう。これについてはすでに『シマの話』や『南島説話』において活字化されているものが多く、あらためて掲げる意味はほとんどないようにも思われるが、佐喜真の当初の構想である「符術並医術」の項目の内容を再現し、まじない関係資料を一括して整理しておくことも決して無駄ではあるまい。

1 はじまき・タンガサ・シブカサ等を治すまじない

佐喜真が収集した呪詞で比較的多いのはハジマキ（ホロセのこと）とタンガサ（腫れ物の一種）に関するものである。

①ハジマキ

『南島説話』に載せる「まゝ子榎神となる話」とは、朝夕継母にいちめられた継子が世をはかなみ榎木で首を吊って死に榎神となった。以来、木の近くに來る子供にハジマキを引き起こさせるので、ハジマキにかかった子供は次のまじないを唱えるというものである。

Mama kwa nu naré ya kalé mun ya

まゝ子のならいは難いかな

Asani siri man fin ni siiri wan

(僅かに) 朝寝坊するも昼寝するも

akuma mama uya ni

悪魔まゝ親に

yumu zira kunsindasatti

面を足蹶にせらる

Ichi Chōtin iran

お前は生き甲斐もなしとて

Kinukami ni natōti

木の神となり

Iya ya shija ni

お前は人間に

Munu makiuurashusa ya

患を取らすのか

Chu ga fi ni nōshuru mun yarawa

今日という日に治すのなら

Ufutaki ni nubusili

大嶽に(御前を) 上げて

Kami agamishundō!

神として崇めん

Nosanmun yara wa

治ぢまずとあらば

Kurusu ōshu kara watalai chōru

黒潮、青潮を渡り来し

Nutsi ba wun,yatsi ba wun shai

Ufubaru ni chiri njachi

Aku fe yachi sityundó

Aku fe yachi siti ne

Ufu umi ni nagarachi

Ufu umi ni nagarase

Shicha kara Ufuguchi

Azike ni tsi butsi bu

Kantubasarindó

Ukara Kuru saba

aku saba ni shita shita

Uchu Kwarindo

Asatida yulida kara nu usido

Nja kuchi Kara kuchi

Asa kuchi yu kuchi

Fuchi kurushundó!

Yun kurushundó!

三刃斧八刃斧もて

大原に切り出さん

灰燼に焼き捨てん

灰燼にや焼き捨てなば

大海にや流さん

大海に流せば

下よりは大口なる

アジケー(しゃこ貝)に局所々々

咬みとばされん

上よりは黒蛟

悪蛟に思う存分

喰われなん

(これは)朝日夕日よりの仰せぞよ

苦口、辛口

朝口、夕口(朝夕二回呪読む故云う)

吹き殺すぞ(息を吹きかける故かく云う)

読み殺すぞ(呪を読む故云う)

②タンガサ

次に『シマの話』からタンガサにかかった時の呪詞を掲げよう。

(イ)

Agari yama

アガリ山

Aki-iru yama nu

秋色山の

Tankazira!

タン蔓よ

Ni karaba

根を刈らば

Suru kari ri

葉先まで枯れよ

Ami suku yama nu

アミスク山の

Tanhegi kazira!

タン萩蔓よ

Ni karaba

根を刈らば

Suru kari ri

葉先まで枯れよ

『シマの話』には、この後、一島の或る日取帳の説明」として、次のような文を載せている。

但炭ガサ並ニ其外風邪瘡ノ様ニシテ面杯ニ煩候時、朝起キテ未ダ何モ食ハヌ内其ノ煩処ニ向ッテ、息含
シテ七度唱ヒ候ハバ癒エ候。又ハギマケモ三度唱ヒ候右同断。

(口)

Chiyō chiyo

血よ、血よ

Shirachi yarawan

白血(病名)であらうと

Fegasa yarawan

フェーガサ(病名)であらうと

Tangasa yarawan

タンガサ(病名)であらうと

Ushigasa yarawan

ウガサ(病名)であらうと

Ni butu yarawan

腫れ物であらうと

Na mi chi mi chi nkaiki

おのが行く道へ行け

Ikan mundun yarawa

行かずとあらば

Yamatu tancha nu shu ga

大和、谷茶の御主が

Utcharu hamunō

鍛えし刃物は

Mi bē mundo, kanabemundō

鋭利なるぞ

Ni utle sura madi kari yundo

根打てば、葉先まで枯れん

Sura utle ni madi kari yundo

葉先打てば、根まで枯れん

Ufutuchi yutuchi

大トキ、タトキ

Kara nu usi yakutu

よりの仰せなれば

Nā michi michi n kai iki!

己が道々に行け

Asaguchi yūguchi

朝口、夕口

Urusha mūdō

恐ろしいものぞよ

Fuchi tubashundō!

吹き飛ばすぞよ

Fuchi karashundō!

吹き枯らすぞよ

「まゝ子檀神となる話」は『南島説話』よれば首里の目取間氏に聞いたものであることが明記されているが、タングサの（イ）は『シマの話』には特に出所は記されていない。しかし『琉球研究』によれば、それが「新城繁占書」よったことが知られる。

また（ロ）は宜野湾の新城あひのぎわくで聞き取りしたものとある。

ところで『琉球研究』には、佐喜真が隣の翁から聞いたというもう一つの呪詞が収められている。

Yamatu yamabushi

大和山武士

Tancha nu shū ga utcharu hamuno

谷茶の御主の鍛えたる刃

Tachiwundo tubiwundo

切れるぞ すごいぞ

Ila utrushamun sami ya

とても恐ろしいものだぞ

Ni ütē ni kari yui

根を一打すれば、根が枯れるし

Sura ütē sura kari yui

先を一打すれば、先から枯れるぞ

Chiri tubashundo

切りつけるぞ

このまじないを行う前に必ずタバコの煙を吹きかけるといふ。佐喜真はこれに対して「辞も亦煙草を用ふも他と異なる」と、これが独特なまじないであることをコメントしているが、著書には収めていない。

その他に美里間切登川村の呪文を三例聞き取りしているが、方言呪詞のローマ字表記のみで、大意は省略されている。速記されたローマ字表記も判読しにくいものも多く、正確を期し難いのでここでは紹介のみにとどめておく。なおこの他、次のようなまじないも挙げている。

○ハジ木に石を下けると治る。

○茅葺き豚小屋の四隅から茅を取り、十字街路で焼き、それを□□て来れば治る。但し後をふり見てはならぬ。
(八重山)

③ シブカサ

『琉球研究』には、鎌を以て「此の王の児に貴様等の如き宿るべきにあらず」と叱りつけるとある。

2 カゾーラ(じんましん)を治すまじない

『琉球研究』によれば、山の悪気(悪風) Yanakazi に遭うは皮膚にフツフツが出来る。これを Kazora 又は Kazoramun と言うところある。すなわち、カゾーラーとは今に言うじんましんで、これはヤナカジによって引き起

こされると考えられていたわけだが、茶碗に水を入れ箸を十字にして、その上に一厘錢を置いて、十字街の片隅に置くとカゾーラーが治るとされた。もしこれを取ればその人はカゾーラーにかかるとも信じられた。

なお『シマの話』には、悪風が小児に憑くべからざる由を語りながら、古草履を以て子供の皮膚を擦る。それで治らない場合は、古い箆に芋を入れ、村はづれに持って行き、大急ぎで逃げ帰るとある。

3 魚骨の喉にかかれる時、これを落とすまじない

『シマの話』によれば、十字にした箸を湯呑茶碗の上におき、其間から水を飲ませると魚骨は直ちに吞降されるとあるが、『琉球研究』にはこれとは別に、次のような呪詞も記されている。(訳原文のまま)

Ataku ataku nondo ga

Tri no chin nomi

Nomu ka hakuka

(訳) アタク鳥の喉ら 唯一呑みにのむか、又は吐き出すか。

▼茶碗に水を入れ、箸を十字にしておき、上の如く云い、これを吞ましめ、背をたいかし(?)にすれば骨は出る。

なお、これに関連して、小川劍三郎訳『医術と迷信』によれば、ガレン氏の文に骨が喉にかかった際、呪文を唱

えるところがとれたといい、こうした呪術療法が古代ギリシャにも存在したことを紹介している。
さらに一内の占所による「⁽²⁾」として、次のような「魚骨(ヨシ) 吞む時の符呪」を掲げる。なお対訳の文字は解読困難なため呪詞のみ記す。

Shirasagi natunū

Wēku bashi uwiti

Funi haki watasui sasa

4 ムカデに刺された時のまじない

『琉球研究』によれば、ムカデに刺された時、アイター と言わないうちに、東に向かってケツケレーウーと言えぱ痛なくなるとあるが、『南島説話』にはこれについてより詳しく説明がなされている。すなわち、ムカデは鶏にかなわないという俗信があり、それは鶏がムカデを食べることに由来するが、そうしたことから、ケツケレーウーと鶏の鳴き真似をすればムカデの毒が体内に回らないと信じられていたというのである。

5 ハブ除けのまじない

ハブ除けのまじないは三例が『南島説話』に収められている。これも参考までにここで掲げておこう。

① Yō aya madara madara

Iya ya shu amma kwa

wanne nkaji nu kwa

waga ichuru sa chini

hoji wuri mun yarawa

obuchi shi utauu di Yori di yori

ヨージラ

汝は(普通の)父母の子か

俺はムカデの子ぞ

我が行く先に

這い居るならば

青苔にて打ちこらすぞい、出ろく

② Jina shu jina shu

ainu mataji

ushu kumi amma kwa yakutu

dukiri dukiri

ギナ主 ギナ主

綾の斑

潮汲み母の子だから

退けく

③ ホギハラく ドケナリサイナリ、ギナ主内孫ドウ、自伝言世尊、アヤマダラマダラ我が行く先キニ立ツナラバ、山辺ノ主ニ語ッテ聞カソウ、儀方。

『琉球研究』にはこれらの出所が記してある、①は宜野湾喜友名に住む大湾朝戸氏より聞いたもので、同氏は金武村の叔父より学んだものであるという。②は宜野湾周辺のハブを退ける「辞」とある。③は新城繁氏の「占書」によるとある。

佐喜真が収集したハブ除けの「辞」で未発表のものを『琉球研究』から掲げよう。

「ハブが人間によせたること」(対訳なし。仮に記す)

Woginari woginari shobanari nukenari

ヲギナリ ヲギナリ ショバナリ ヌケンナリ

Gwanja jubun shinti kwannun

蛭蛇——千手観音?

Hakubutzu gunshin jinon

白仏元信儀方

Ushijinu kwa mmagado

ウシジ(?)の子孫だぞ

Ayamadara madara

アヤマダラ マダラ

Waga yuku saki ni tachiyuraba

我が行く先に 立ち居るならば

Yama nu aruzi ni

山の主に

Kanlia shirashundo

語って聞かせるぞ(?)

Jiho jiho

儀方く

〔道理より出て立つてどうもの〕

白佛言世尊子辯

6 キジムナーに関するまじない

キジムナーとは木の精のことで、これにまつわる話は多く、『南島説話』にそのいくつかが掲げられている。そ

の中にキジムナーを返けるために鞘を用いたり、青竹を燃やして爆音を出すといったことが見えるが、呪言も存在した。

①キジムナーを呼ぶ時

Jshi n nī nu Kama

石ノ根のカマ

Ūi ku yo

追っいて来い

Sata kwira

砂糖をあげよう

②キジムナーを返ける時

Jshi n nī nu Kama

石ノ根のカマ

Ūi ku

追っいて来い

Sata kwe kamafi

砂糖をあげよう（カマアニー）

Kaji gusu

枯れ糞でも

Kanchri

咬み切りやれ

Jiho jihoi

儀方々々

但し、山原地方のキジムナーを退ける呪言は次の通りである。

Namu amu da buisi

ナムアマダブツ

mida buisu mida buisu mida buisu

ミダブツ くくく

なお以上は『南島説話』に収められているが、『琉球研究』にはこの他、「ティーヤーチャー」と言えばキジムナーは逃げるといふ読谷山の例が記されている。また幽霊・キジムナー等は鶏が鳴けばいなくなるから、屋根に上って鶏の鳴き真似をすれば退くとも見える。

7 イチジャマ（生霊）・悪霊が憑いた時、これを除くまじない

憑かれた人の前で憑いている人の悪口をする。また悪霊の憑くべき理由のないことを言う。そしてその悪霊の家に行き、その軒に釘を打つ。またはその家の前に糞を置いて帰る。但し佐喜真の「古琉球の悪物と巫祝」（『民族と歴史』八ノ一、一九三二年七月）によれば、イチジャマの家の水甕の中に芭蕉の葉で包んだ糞を放り込むとある。また国頭間切地方では、憑かれた人の唇に鬱金をつけておくと、その人は走り出して彼に憑いているイチジャマの家の門のところで倒れる。そうするとイチジャマ持ちもこれに恥じて人に憑くのを止めるとある。

8 蜜柑の木をみのらすまじない

旧曆大晦日の晩に三人が蜜柑の木のところへ行き、一人は鋸を、一人はざるを持ち、他の一人は木を背にして立つ。鋸持ちは切る真似をして「なるかならぬか、ならぬと切り倒すぞ」と云う。木になった者は「なる」と答える。すると、ざるを持った者が実を採る真似をする。そうすれば、翌年より実るようになるという。『琉球研究』では符術の項に見えるこの話は、『シマの話』には「島の年中行事」の大晦日の晩のこととして記されている。

9 その他

◎『琉球研究』によれば、悪霊の出現を防ぐには黒綱（マーニで作った綱）巻きを行うとあるが、その由来については『南島説話』に山羊の化物の話として載せている。すなわち、昔、宜野灣間切大山村に、意地悪い妖怪がおり山羊に化けて何人を問わず悩ましていた。ある氣丈の男が勇氣を出して、その後をつけていくと、森中の洞穴内に入って行った。そこで男は村人を集めてその洞穴内を探ると、そこに一個の壺があった。妖怪の正体はこれであろうと考え、これを黒綱で巻きつけたところ、以後、妖怪は出なくなったという。

ところで『琉球研究』には、これとは別に、宜野灣新城の「黒綱の灰」として、怪物が出入りするところには黒綱を七回巻き、輪を作り焼いて灰とし、それを屋敷の四方を清めることが記されている。

◎母親が子供を子守り等に託して夜行せしめる時には、Amma kuto tagan ndan（母の他誰も見ないぞ）と言ひ、母親は指先に唾をつけそれを子の額につける。邪視を防ぐためであるという。

◎病人の枕許に邪惡の侵入を防ぐために、刀・包丁・鎌の類を置いた。

◎惡靈のよく出る処には箒を埋める。

◎箒・刀・塩水・灰は、Naber (呪文) を返すという。

以上、佐喜真興英の収集した呪詞・呪物について見てきた。言葉の呪力は、いわゆる言靈信仰として折口信夫が注目した民俗であるが、奄美・沖縄地域はその資料の宝庫と言われる。そうした背景として、谷川健一氏は、十二、三世紀まで鉄器、文字曆、仏教の影響を蒙ることがなく、自然の力に対して言葉の呪力に頼る期間が本土に比べてかなり長かったためであると述べておられるが、⁽³⁾佐喜真が収集した上記のまじないは沖縄ではポピュラーなもので、現代でも明治生まれの人の中にはそれを伝承している人は案外多い。なお『那覇市史』民俗篇、『糸満市史』資料編一二(民俗資料)、『嘉手納町史』資料篇2(民俗資料)に類似の呪詞が紹介されているので参照されたい。

二 呪符

『シマの話』には、「島には文字を書いて邪惡を除ける方法も色々行はれた。日取帳に非常に沢山之が出て居る」と述べ、日取帳に見える呪符として十二例を紹介しているが、『琉球研究』との比較のために、重複を厭わず掲げておこう。

(イ) 赤グチャファ (赤く皮膚のはれる病) を治するマジナイ

南 「赤グチャファの時息を含、其上に書きよし」 (日取帳より)

(ロ) カザウラ (子供の皮膚にブツ／＼が出来る) のマジナイ

佛山花山南 但カザウラ物の折一息に書いて吉 (日取帳より)

(ハ) 流行病並に蛇を除けるマジナイ

義方 悪風を並蛇除申字。五月五日午時書之。家並屋敷四隅逆ニ立テル (日取帳より)

(ニ) 火事除マジナイ

紫微鬱鴉 此星之名也。若過テ天火地火ニ家作ラバ此名書而棟之木ニ可押 (日取帳より)

(ホ) 疫病除のマジナイ

神茶鑿壘 此神之名也。悪風流行候節門戸柱杯ニ押ハ悪風除也 (日取帳より)

(ル) 安産のマジナイ

扇子



此二字ハ子安ノ符也。産相催候時右字西東ヨリ柴葉取、其表ニ書付、田ノ水、流水汲候而其水ニ而解吞候。平産仕候也。是妙法也。(日取帳より)

(ヲ) 小兒の夜啼を止めるマジナイ

月鬼

唸々如律令

此を小兒の手に書くとよいと。

以上の呪符は、沖縄に伝わる呪符の例として初めて公にされたものであるが、(二)の紫微鑿駕は紫微鑿駕の誤りで、(ホ)の神茶鑿壘は神茶鑿壘の誤りである。この点は早くに窪徳忠氏が指摘しておられるが、いずれも『シマの話』に収める段階で誤ったもので、『琉球の研究』には正しく記されている。なお『シマの話』は『日本民俗誌大系』第一巻(角川書店、一九七四年)にも所収されているが、上記の誤写はそのままになっており、それに付いて何の注記もない。

ちなみに紫微鑿駕の紫微は、北極星を神格化した北極紫微大帝のことで、鑿駕はその乗り物を意味する。神茶鑿壘は神茶と鑿壘という二神の門神である。これらは明らかに中国的習俗の影響を受けたものである。

さて、佐喜真はこれ以外にも数多くの呪符の例を収集しており、『琉球研究』に記されたこれらの呪符には、『シマの話』に収めなかったものが多く含まれている。以下、その呪符を掲げよう。但し、後に問題にするが、『琉球研

究』では個々の呪符はすべて誰々の「占書」によると明記されているので、復元的に「占書」別に整理してみた。なお『琉球研究』は必ずしも完全原稿ではないため、速記された符録や文字の中には判読し難いものも少なくない。したがって、公刊されている呪符資料に類例の見当たらないものは、できるだけ彼の書き留めたままの状態で紹介することにした。

A 新城の崎間龜助の「占書」

①腸（腹力）の内にて死したる児を下す（時吞む）符

無所不至印地藏井呪

②月経止る時（吞む）符

こぞ
天 天 天 天 天 天
 朋 朋 朋 唵々如律令

③便秘の時吞む符

朋朋
 便鬼 月 唵々如律令

④尿出ない時吞む符

朋朋朋朋 井 唵々如律令

⑤子の夜泣き留める符

月鬼
隠々如律令

手に書く。

※『シマの話』に所収。

⑥出血を止めるに吞む符

天人
天人
天人
天人
天人

※「吉浜家文書」にも「血留之符」として見える。

⑦田に虫付く時立てる札

蚯
蛭
蟻
蜈蚣
蛇
虫
由
蚯

ビワの葉に書く。

※「吉浜家文書」にも、「田ニ虫付時札」として「蚯蛭蟻蜈蚣蛇虫由蚯」の字を「ビワノ葉ニ書テ田毎ニ立テ置クベシ」とある。

⑧鳥家の内に入る時の符

天罡天鳥と鳴々如律令

※『修験深秘行法符呪集』には、「鳥入ニ家内ニ時内符」として「天罡天鳥急如律令」とある。

⑨女人イヤ（子衣）かかる時用いる符

云々

此を符にして吞まし祈願をすると（吉）。

※「吉浜家文書」にも見える。

⑩井の中へ蛇入りたる時の符



鳴々如律令

※『修験深秘行法符呪集』には、「井中蛇入時符」として次のような呪符が見える。



噫急如律令

① 兎衣将守(?)を喰時立てる符

忝鬼喰々如律令

② 廳(たぶんビーチャカ)荒騒ぐ時の符

幽胆嬉鬼喰々如律令

③ 廳家に登る時立てる符

品品鬼喰々如律令

○ 逆子秘伝

逆子生まるる時は産女の右手にその父の名を書けば順となる。

○ 出血を留めるに唱ふる歌

血の道は 父母とのわさなりば 血の道止めよ 血の神ー

B 字宜野湾の新平良(屋号みーたいら)の「占書」

① 魚骨(ヨシ)を落とす符

井書

② 乳瘡を治す符

經

又は



瘡の上に此字を七へん書。字面不見様。

※『永代大雜書万曆大成』の『呪咀秘伝』には「乳風を治する呪符」として、この文字を腫れたところに書き、上を墨にて塗るとある。

③ 子安の符

子子



此二字ハ子安ノ符也。又伊勢ト云ウ字二字モ吉。産相催候時、右字西東ヨリ柴葉取、其表ニ書付、田ノ水、流水汲候而、其水ニ而解吞候、平産仕候也。是妙法也。

※『シマの話』に所収。

④ 馬の病の時、馬に吞ます符

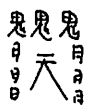
品品鬼服

⑤ 牛の病の時、牛に吞ます符



※新城繁「占書」に同符あり。「西銘家文書」にも見える。

⑥ 田毎に虫付く時、四方に立てる符



※徳原翁「占書」に同符あり。「シマの話」所収。

⑦ 腫れ物を治す時吞む符



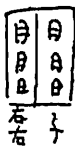
腫れ物の上に書く。

※新城繁「占書」に同符あり。「玉黄記」にも見える。

⑧ 腋病の時吞む符



⑨ 童子の夜啼を止める符



枕上に押候也。

※『シマの話』に所収。

※西銘家文書にも類似の符が見える。

⑩ 乳出ざる時呑む符



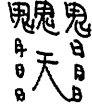
※西銘家文書によれば梵字は「**ニ**」である。

⑪ 頭痛の時呑む符



C 新城の徳原の翁一〇〇年ばかり前の「占書」

① 田畑に虫付時、四方に立てる符



※新平良「占書」に同符あり。

② 疫癘の時、風気防（フーチゲージ）の符



③腫れ物を治す符

口E。装
鬼
鬼
鬼
鬼
山
山
山
山
山
山
山
山



文

三字（上段中段下段の三つの符―筆者注）を腫れ物の上に字面が見えない様に重ねて書く。

※『シマの話』に所収。

④山鳥家へ入時の符

山明明明
月明明明
鬼

入り来る方に押す也。

⑤悪風并蛇を除く符

義方

五月五日午時に書いて、屋敷四隅逆にして立てる。

※『シマの話』に所収。

⑥はい除く符

白茶

五月五日午の時に朱にて書く。

⑦悪夢を見る時の符



D 大山の安仁屋「占書」

①子、母の腹内に死籠る時吞む符

習習生朋三

②産前に吞む符

同言議不可得

③胞下り不申時吞む符

一目鬼

④頭痛の時吞む符

山鬼
出眉

⑤ 齒痛止めの符

可呬

齒に押す。

⑥ 屋敷風水悪敷所、吉風水に成す守札

蘇 乾 元 亨 利 貞 曉 急 如 律 令 卒

⑦ 馬の家に押す札



※『台湾風俗誌』の「鎮牛馬等怪怪」に、「牛馬其他畜類に怪あるときは此附を貼付せば吉なり」とある。

○火用心の詩

真姓 宋名無忌武 火老速入地消 家有壬癸神 災日供万斛水 喝並贈以之中

E 新城繁「占書」

①

靈

(肉の中の小骨)

靈

(魚の小骨)

龜

(鳥の小骨)

龜

(竹のとげ)

掛る時、各此の字を清水中の書き吞むは降りる也。

且、ティンサグ（今はホウセンカと云う）の葉茎つき吞むもよし。

②

紫微變鵄

此星の名也。若過て天火地火に家作らば此名書いて棟之木に押す。

※『シマの話』に所収。

③

神荼鬱壘

此神の名也。悪風時行候節、門戸柱などに押すは悪風除也。

※『シマの話』に所収。

④

南

赤グチャファア（皮膚病）の時、息を含み、其の上に書き吉。

※『シマの話』に所収。

⑤

山林鬼

トウシンバイの時、書きて吉。

※新平良「占書」に同符あり。『シマの話』に所収。

⑥

佛山花山南

但しカザウラ（皮膚病）物の折、一息に書きて吉。

※『シマの話』に所収。

⑦

ニハ夫

但し腫れ物催し時書いて吉。

⑧悪風時候の時

ム女降品口始鬼
目申各其令

※『シマの話』に所収。

ト人
ヲ
目
申
各
其
令

⑨馬病の時

人圖 唳々々々

※「玉黄記」には次のように見える。

閉 唳々

⑩牛病の時

人鬼 唳々々々

※「玉黄記」には次のように見える。

鬼鬼 唳々

三 「日取帳」と「時双紙」

佐喜真は五人の「占書」から五十種類の呪符を書き写し記録していたが、『シマの話』ではその中から十一例を選び、これを「日取帳より」として掲載していることがわかる。ところが、(ト)は四人の「占書」に見えない。

実はこれは『沖縄県国頭郡志』からの引用なのである。そのことは『琉球研究』にも明記されているので佐喜真自

身も承知していたはずである。にもかかわらず、『シマの話』ではこれも「日取帳より」としているところに「日取帳」という用語そのものの問題がある。⁽⁸⁾

そもそも「日取帳」とか「占書」という名称は正式の文書名ではない。『琉球研究』には、土用の内に生まれた子供は短命であるので養父母に養育せしめ寿命を長からしめることを挙げ、その出所として「新城繁萬書」とあるが、これが「新城繁占書」ないしは「日取帳」と別の資料であったとは思われない。また『琉球研究』第二一迷信一の「丁出産」の箇所に見える「徳原ノ占書」が前掲の「徳原の翁一〇〇年ばかり前の占書」と同一であろうことは言うまでもないが、「V 死後（墓、洗骨等）」には洗骨や入棺の時、これを見る人と見てはならない人の生年の十二支を記したものがあり、これを「徳原日取帳」からの引用であるとしている。これも同一のものと見られる。さらに『霊の島々』には、「田舎に行はなれている所謂『日取帳』とあり、いわゆる「日取帳」と断っている。これらのことから、もともと「日取帳」とか「占書」といった名称は佐喜真が便宜的に用いたものと見てよいであろう。しかし『シマの話』で佐喜真があえて「日取帳より」で統一したのはそれなりに特別の意味があった。

すなわち、琉球王国時代の雍正六年（一七二八年）に、王府の施策に反するとしてトキ（時）と称される占者が廃止され、彼等が用いていた「時双紙」もすべて取り上げられ焼却されたが、佐喜真によれば、「時双紙」が焼かれる前に窃かにそれを写し取った者がおり、それが「日取帳」として後世まで伝わったという。そして島の文筆者は、たいいてい「日取帳」が「時双紙」と同一であることを知らずに、それから更に写し取り、これをもとに、家屋建築、結婚、下男下女出入吉日の選定や結婚の相性、屋敷の形状等から盗難の搜索方針の指示にまで広範囲に及ぶ占いをしていたというのである。

ところが、焼却されたはずの「時双紙」が中頭郡中城村熱田の小橋川家に二冊、同郡北谷村字桑江の与那城家お

よび島尻郡真壁村の大家でもその一部分が見つかっている。それによれば、「時双紙」とは、独特の干支文字を用いて、六月からの五月までの各月の日干支を吉凶の項目（一）ことに並べたものであるが、佐喜真はそれを検討し、一年の月序が六月からなっているという重要な事実を発見している。そして田舎に伝わる「日取帳」（占書）と混用している（二）にも、六月を先とする月序の吉凶占いが見え、しかも「時双紙」と全く同一であることから、「日取帳」に記されたそうした占いの項目が「時双紙」からの訳出であるとする。したがって多数の「日取帳」を集めることによって「時双紙」を再構築できるといのが佐喜真の研究方法で、その結果、上記のような生活の広範囲に及ぶ占いが「時双紙」に記されていたと推定するのである。しかし佐喜真が「日取帳」とするものすべてが「時双紙」からの写しであったとは言えない。というのは、佐喜真自身、田舎に行われている「日取帳」には、吉日または凶日を書く際に正月を先にする普通の月序を書いたものと、六月を先に書いたものとの二通りあることを認めており、彼の解釈からすればそのうちの後者の方が「時双紙」から写したものであるが、前者は当然「時双紙」とは別系統のものから採ったものと見なければならぬからである。

このことに関して想起されるのは窪徳忠氏が指摘された疑問である。⁽¹⁰⁾

窪氏はまず、一七三六年に久米系士族の蔡文溥がまとめた『四本堂家礼』に、次のような紫微鑿鑿を棟木に記す習俗についての記述に注目される。

棟上之時、百田紙ニ而米式包右左、塩一包真中ニノ棟三所二唐芋ニ而さけ、紫微鑿鑿之四字大文字ニ而朱紙ニ書之、棟之真中前二押、花五水并塩、炭、扇子式本飾候而大工祭申候。

『四本堂家礼』は『蔡家家憲』とも呼ばれ、蔡氏貞志家において代々守り伝えていくべきさまざまな儀礼・行事・習俗等について記した家訓であるが、これによって十八世紀の前半頃、唐栄（久米村）の一部の人たちが、棟上

げの時に棟木に紫微鬘駕の文字を朱紙に書いて貼る中国の習俗（恐らくは福建のもの）を行っていたことが明らかとなる。

紫微鬘駕を棟木に書く習俗は現在でも沖繩の各地に残っているが、窪氏によれば、この習俗は十七世紀の末頃には唐菜の一部の人たちの間で行われており、その後、首里・那覇を経て本島の各地、宮古・八重山へと伝わっていったことと考えられるという。

ところが佐喜真の言うように、「日取帳」に記されていたという「火事除けのまじない」である紫微鬘駕が、「時双紙」から写し取ったものとする、この習俗はトキの指導によって、トキが禁止される一七二六年の相当前から広く一般に行われていたことになり、「四本堂家礼」から推察される限り、当時、唐菜の一部でしか行われていないと思われるこの中国的習俗の沖繩各地への伝播の理解と大きく齟齬することになる。

また『四本堂家礼』がまとめられる約十年前に、トキが禁止され「時双紙」も焼却されているのであるから、禁止の首唱者であった蔡温の一門に属する蔡文溥があえてその処置に反する行動に出るとは考えられない。

以上のことから窪氏は、紫微鬘駕の四文字を棟木に書く習俗に関する記載は「時双紙」にはなかったと主張されるのである。

窪氏の指摘は紫微鬘駕という火事除けまじない一例に限られているが、このことは他の呪符についても言えることではなからうか。すなわち私見によれば、「日取帳」は必ずしも「時双紙」の内容とは同一ではなく、したがって「時双紙」には佐喜真が『シマの話』で掲げたような呪符は記されていなかった可能性が大きいということである。

吉凶判断による日選びや占いをしていたトキがまじないの「行為」を全く行わなかったとは考えられないが、外来の

呪符を用いたかどうかは定かではない。もしも「時双紙」に呪符が記されていなかったとすれば、そのことは否定的に考えざるをえないであろう。

おわりに

沖繩に伝わる呪符を初めて学界に紹介したのが佐喜真興英の『シマの話』であり、現在でも専らこれが参照されているが、⁽¹⁾実際には、彼はもっと多くの資料を収集していたこと、そしてそれらは古老たちが所持していた「占書」から書き写したものであること等、これまであまり知られていない事実を、彼の手稿『琉球研究』によって紹介した。また『シマの話』によって一人歩きした感じがする「日取帳」の概念について再検討し、それが必ずしも「時双紙」の記載内容と同一のものではないことを明らかにするとともに、「時双紙」に本来呪符は記されていなかったこと、またトキが呪符を用いていたという確証はないこと等を推定した。なお議論の余地はあると思うが、とりあえず問題提起をしておきたい。

注

(1) 「明治三十六年砂糖消費税法改正之議ニ付請願」(『明治公文雜纂建議四卷八五』)の宜野湾間切新城村平民農の署名の箇所に新城繁(明治二年八月一六日生)の名が見えるので、恐らくこの人物であろう。

(2) 「琉球研究」には、これとは別に「家の占所による」として、出産に関する呪詞が見える。「内」「家」というのは佐喜真興英の家のことと思われるが、「占所」は二カ所で見られることから単なる同音の「占書」の書き誤りでもなさそうであり、あるいは自分の家で行っているまじないという意味であろうか。

- (3) 谷川健一『南島文学発生論』（思潮社、一九九一年）
- (4) 窪徳忠『増訂沖繩の習俗と信仰』（東京大学出版会、一九七四年）一四三頁。
- (5) ここで各地に残っている呪符資料について触れておこう。その最大のもとは与那国島の西銘行雄氏が所有している資料で、それには少なくとも二五〇種以上の多種多様な呪符が記されている。次は、多良間島の仲本家で発見された「玉黄記」と題する資料で、その中に一四〇余の呪符が見える。第三番目は、石垣市の「新本家文書」の中の一冊子である。その中に百種近い呪符が記されている。
- 佐喜真興英の『琉球研究』は呪符の種類からすれば四番目に位置する。ただ五人の人の「占書」にそれぞれあったとされる呪符が、もともとそれだけだったのか、実際に個人所有の「占書」には相当の呪符が記されていたが、佐喜真自身がそこから代表的なもののみ選択したのか、「占書」のいずれも現存しないため残念ながらわからない。
- この他、久米島具志川村の吉浜家の文書の中にも二十数種の呪符が見える。また嘉手納町の故奥間盛義氏の手帳にも五種の呪符が書き留められている。
- (6) 崎間亀助の名も「明治三十六年砂糖消費税法改正之議ニ付請願」に見え、それによると、嘉永三年一月五日生まれとある。
- (7) 沖縄方言で、麝香鼠のこと。
- (8) タンガサの（イ）の呪詞に見える「日取帳」も、『琉球研究』では新城繁「占書」となっている。
- (9) 例えば『琉球研究』の第二「迷信」の「出産（二〇三頁）」に、「徳原ノ占書より」書き写したとされる「女さん（産）之時方向吉」は、正未・二戌・三丑・四未・五辰・六午・七未・八未・九申・十申・十一戌・十二寅と、正月を先とする月序となっている。
- (10) 窪徳忠『中国文化と南島』第一書房、一九八一年）一〇五〜一〇七頁。
- (11) 奥野義雄「呪文と呪符」（仏教民俗学大系8『俗信と仏教』名著出版、一九九二年）